

令和3年3月11日（木）

**日程第4 議案第26号 橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例について**

○議長（土井裕美子君）日程第4 議案第26号 橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第26号については、総務委員会に付託いたします。

**日程第5 議案第27号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について**

○議長（土井裕美子君）日程第5 議案第27号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）機構改革的なやつやと承知しとるんですけども、近年における防災云々でいいますと危機管理監の職責というのは、暇であるということが安心安全である、災害がないということが一番大事なこと、暇という表現はあれなんですけど、大きな災害がないということはそんなに忙しくないということが一番望ましいのは分かるんですけども、近年の地震であったり、ゲリラ豪雨、台風等でこれから防災というのは重たいものに

さらになってくると思うんです。

もともとの整理なんですけど、市長が就任されて、防災に重きを置くということで危機管理監というのができて、僕が解釈を間違っていたらおわびするんですけども、やはり命令系統であったりとか、いろんな統率が必要という今までのスリム化するためだったのか、それとも何かしらの行政的な円滑にいくために危機管理監を総合政策というか、事務方の一番トップで条例上のトップである方が兼務することでスムーズにいくというようなニュアンスで、前回の機構改革は賛成議決のひとりです、僕は。今回また離すということに対して、そこでお伺いするんですけども、やっぱり独立しないと駄目なのか。事務量が多かったのか。政策部長といたら部長の中で一番、一般質問でも言ったとおり扇の要的な存在であって、命令系統の事務方の職員の中ではトップであるということでもいろいろご尽力を頂いとる、ほかに忙しい部分もあると思うんですけども、やはり何かしら円滑にいかない理由、例えば、言葉は悪いんですけど反省点とか、デメリットの部分が多いから独立させたのか。それとも、何か違う理由があってもまた単体でいくのか。そういう整理の意味で教えてください。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）堀内議員の質問にお答えをします。

私もこの1年、コロナも出ていろいろ見えてきました。私も昨年度機構改革をしたときに、どういうふうになるかなとは若干の不安を持っていました。その中でコロナが発生した中で、やはり総合政策部長に全てを担わすのは

非常に無理があるなというのを感じていました。昨年度の私の判断ミスなんでこういう結果になってしまっているんですけども、ただ、今これから本当に災害のために動かしていかなあかんことがある。それは自主防災会をもっと活動的に変えていくということがどうしても必要になってきます。その中でやはり専任の危機管理監を置くことによって、これから自主防災会への働きかけであったり、あるいは避難所の開設に向けての地域の皆さんの協力であったり、様々なことをこれからもっと打って出やなあかんなど。

今まではどちらかというと、自主防災会をつくることに専念をしてきたけど、いろいろ自主防災会の皆さんとも話をしてきたんですけども、実際、災害が起こったとき、例えば学文路で起こったようなときに、自主防災会は動いてくれたかということ、残念ながら避難所の開設に対しての協力はありませんでしたし、このままではいかなんということもあります。

これから本当に段ボールベッドとかパーティションとかという機材もそろえていく必要も出てきますし、そのために早くやっていくためには、危機管理監が中心になって進めていくということが、これは絶対必要やなというふうに思います。それで、私のミスやったんで、今回改めて反省をして、そして危機管理監というのを独立させて私の直轄のところに置いて、これをこうやっていこう、こうやっていこうというのをお互いに相談をしながら進めていきたい。

もう一点はどうしても兼務するので、危機管理室の人材、これは6番議員にも質問を頂いたと思うんですけども、そういうことでやはりきちっと置くことによって人材も確保できますし、今度また1人OBの方をそこに据えよう。これは危機管理監は別ですけども、

そこに職員を置いて土木との連携をもっと密にしながらか進めていくというふうなことをやっていたいなということで、今回、過去の反省も含めましてもう一度元に戻して、より一層市民の安心安全のためのさらなる努力をしていく。そして、市民の皆さんにも無理をお願いする、で、無理も聞くとというふうな体制をより強化していきたいというふうに考えて、今回の機構改革を提案させていただきましたので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）市長におかれましては、私的にはすごい好きな答弁の仕方というか、腹を割っていただいてありがとうございます。やっぱり腹を割らんと次のステップに、自助・共助・公助の中に共助というのがやっぱり一番キーポイントになってくると思うんですけど、私ら議員も共助の部分に参戦できやすいというか、すごく分かりました。やはり失敗を糧に次うまいこといくというのが一番大事なことであって、今回、私自身も勉強になりました。土木との連携、多分、思っている人が同じであればさらに密になるなというのは感じます。

そこで、もう一点お伺いするんですけど、やっぱり今までの財政的な遅れがあると思うんです。例えば、備蓄何%到達とかそういうこと。これは危機管理監が総合政策と兼務しとったしてなかったは別として、マニフェストじゃない長計的なこういう軸になる部分、前の一般質問でふるさと納税云々とかさせてもうたんですけど、やっぱりふるさと納税云々というのは応援基金で夢がある話。でも、やっぱり片や長計というのは、前の答弁で引っかけたんですけど、長計は夢なんかないと思うんです。10年後こうあるべきやという骨格の計画図の姿であるべきやと思うんで、そこは夢があるかないかというのは人それぞれ

れのあれやと思うんですけど、遅れを取り戻す意味でふるさと納税の利活用であったりとか、ほかの市単とか財政措置して、備蓄をほとんど100%に大至急持っていくであったりとか、危機管理監ができるということは財政的にも部長級が1人増えるということです。市長の決断は、管理職が1人増えても僕はメリットのほうが高いと今の答弁で理解したんで、あと、財政的な遅れの部分は措置してくれるのか否か、再度お伺いします。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）堀内議員の質問にお答えをします。

財政的な面も、令和3年度は今本当に正念場の年になりますので、令和4年度からはここにはこれだけの予算をつけるという枠配分をしっかりと形で予算編成をしていきたいというふうに思いますし、やはり避難所ごとにパーティションとか段ボールベッドを置いていくようなこともスピードアップする必要がありますし、コロナの関係で、恐らく2分の1から3分の1ぐらいしか避難所に入れられんようになってくると、あるいは小学校の教室にそういう必要なものも、小学校自身にそういう備蓄もさらに増やしていく必要もあるのかなというふうに思いますので、また新危機管理監と予算の中でしっかりと財政当局とも折衝をしながら枠配分というのも、これだけ予算を取ろうというふうなことを、これだけ増やそうと、備蓄品でもっと要るものがないかというのをしっかりと議論した上で決めていきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひします。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

6番 辻本さん。

○6番（辻本 勉君）今、市長のほうからいろいろ話を頂いたんで、私は危機管理監と総

合政策を兼務するというのはおかしいということで、たしか19年の6月議会か何かだったと思うんですけども、危機管理について質問したときに話をさせてもらいました。市長、今反省していただいとるんでうれしいんですけど、当時は全く聞き入れてもらえなかったと思うんです。やはりそれからいきますと、その後コロナが発生して大変な状況になってきてるんで、当時、私が言うたことが間違いじゃなかったし、少し遅かったかなという気は十分しています。

今後、危機管理監を中心として、市長、危機管理監と連携をしながら橋本市の危機管理について十分対応してもらえるというのは大変うれしいんですけども、当時は大変残念だったんで、総務委員会機構改革の報告があるんですけども、そのときに話をしようと思ったんですけども、今日たまたま出ましたので、一緒になって話をさせてもらうんですけども、市長がコロナのこともあって英断をされたということ自体は評価をしたいし、それもあるんですけども、もう少し耳を傾けていただいとったらよかったかなと私なりに思っとるんですけども。市長、この辺の変わったというのは今説明があったんですけども、こういう体制でやらなあかんということで変わったことについては、やはりコロナ対策も大きな影響を市長の中では与えておるのかなと思うんです。その辺はやはりきっかけとしてはコロナ対策ということが大きく影響しているのかなというふうに思うんですけど、その辺どうなんでしょうか。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）辻本議員の質問にお答えをします。

やはりコロナというのがこれほど長引くという、サーズのことを考えれば、特に当市に

としては全く被害がなかった。そういうふうな過去のところが前提にあった部分もありましたけど、徐々に徐々に感染が広がってきた。なかなか収束に向かわないということもありましたし、当時はやっぱり財政的なことがかなり頭にありました。もう少し組織を小さくして小さくして少しでも人件費を抑える、コスト的なものを抑えていくというような判断もありました。ちょうどそのときも、この令和3年度が本当に厳しい財政を迎えるということも財政当局からの説明で分かっていたので、そういうふう考えていました。

実は、ラジオのFMの関係で自主防災会と話をする機会を頂いたときに、やっぱりいろいろな考えてみても、訓練はしていただけるんやけど、いざ災害になったときに機動性のあるものはなかなか今できてないなというのもそういう中で判断をして、今市民の安心安全のためにはいかに自主防災会を動かしていくかということが次のステップの中で重要やなということで、今回、財政を考え過ぎたのかなという部分もありますし、コロナの影響というのは非常に大きかったというふうに思います。

今年もコロナと災害、去年は幸いにして災害はなかったですけど、また令和3年度についてはとんでもないのが来るかも分かりませんし、それに対する備えをできるだけ早くやっていきたいということで、今回、私のミスでこういう形になりましたので、もう一度反省をして、危機管理監が中心になって進めていく。そして、職員の机上訓練も全然できていないので、職員に対してもこれから災害関係の職員を集めて机上訓練も実施していきたいというふうにも思っていますので、来年に向けてその対応をしていきたいと思っています。

今回、辻本議員が言われるように私のミス

なので、それに対して改めて次の対応をしていくということです。

○議長(土井裕美子君)ほかにありませんか。

1番 岡本さん。

○1番(岡本安弘君)同じ機構改革のところなんですけれど、家庭教育支援室というのが来年度より新しく市として誕生するわけなんですけれど、家庭教育の大切さというのも十分分かっております。別に反対するわけではないんですけれど、今までの中でもこういった部分というのを担っていただいていたところもあるとは思うんですけれど、来年度より新しく室として立ち上げる中で、それに至った経緯と今後どういった業務を担っていくのかお聞かせください。

○議長(土井裕美子君)市長。

[市長(平木哲朗君)登壇]

○市長(平木哲朗君)岡本議員の質問にお答えをします。

ハートブリッジをつくってきまして、いろいろ問題点も見てきました。ヘスティアさんに熱心に活動していただいています。特に小・中学校を中心にヘスティアさんには活動していただいているんですけども、そしてヘスティアさんとの話合いを持つ機会がありまして、ヘスティアさんのほうからも家庭支援相談室をつくってほしい、もう一度つくってほしいというお話も頂いた中で、今ある教育委員会から健康福祉部のほうに持ってきて、そこで一緒になって子育て支援をやっていくという取組をしていこうと。

まだまだ小・中学校に対する取組というのも若干弱い部分があるんで、ヘスティアさんの力を借りて、室長を1人つけて、職員を1人つけて、そこでより一層子育て支援であったり、児童虐待であったり、そういう部分を橋本市としてさらに強化したいということで、今ある教育委員会から独立させておくという

ことになりますので、より一層のハートブリッジとの連携もできてきますし、相談業務も強化できるのではないかとということで、部屋は室長と職員と、あと、ヘスティアさんでそこを運営していただくと。民間の力を借りて一緒にやっていくということになりますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長(土井裕美子君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第27号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第27号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第28号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について

○議長(土井裕美子君)日程第6 議案第28号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正す

る条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第28号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第29号 橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

○議長(土井裕美子君)日程第7 議案第29号 橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)質疑がありませんので、

で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第29号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第29号 橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第30号 橋本市債権管理条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第8 議案第30号 橋本市債権管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）おはようございます。

それでは質問させていただきます。条例のほうを見せていただきますと、名寄せも可能になったのかなというふうに考えております。そこで伺いたいのが、どんな場合にどんな情報を情報共有することができるのかとい

うのがまず一点。

二点目として、私はこれ、情報共有なので名寄せも可能だと判断したんですけれども、そこはそういう解釈でいいのか。

その次に、遅延損害金のやり方についてなんですけれども、現在、条例上個別でやっておるんですけれども、今後、名寄せが可能となった場合に、条例改正なりをして遅延損害金の掛け方を変える予定があるのかないのか。

もう一点が移管のタイミングで、うちの課ではこれは困難案件じゃないけれどもよその課で困難案件やとなった場合に、どうしても差が出てしまうのではないかと。もっと言えば、移管のタイミングが時効ではないですけれども、期限の1カ月前とかになってしまった場合に、調査するだけで、相手が援用せん限り時効ではないですけれども、そのようになってしまう可能性もあるので、移管のタイミングも今回すごい大事なのかなというふうに考えておるんですが、そのタイミング等の指導方法というかな、その辺りについてお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）どんな場合かということですが、これは条例にもありますように、各措置の判断に資すると認める限りとしておりますので、債権管理条例の7条から13条まで、強制執行等を行う場合にこういった情報の共有といいますか、債務者情報を取るといような形になります。その情報の内容につきましては規則で定めるというふうになっておるんですけれども、その部分については規則のほうで、例えば債権の名称でありますとか、債務者の情報、氏名、それと債権の発生日等々、規則で定めた部分について情報収集するというので、その他電話番号等、分からない場合に、そういった情報も取るということを想定しております。

それと、遅延損害金について情報を共有して取っていくのかということにつきましては、それはそこまでのことは一応想定しておりません。

それと、移管のタイミングにつきましては、移管基準というのを設けておりますので、その移管基準の中で毎年、総務課のほうで各課に照会をかけて、タイミングを逸しないように適切な時期に移管できるように取り組んでいるところでございます。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん、答弁もれ、ご指摘ください。

○13番（田中博晃君）見れば名寄せも可能という判断をしたんですけれども、そこはそれで間違いないですか。

○議長（土井裕美子君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）名寄せは可能となりますけれども、先ほども説明しましたとおり、強制執行等を行う際にということですので、通常の管理の中で名寄せというのをやるというのは想定しておりません。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第30号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第30号 橋本市債権管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第31号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第9 議案第31号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第31号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

#### 日程第10 議案第32号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第10 議案第32号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第32号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第11 議案第33号 橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第11 議案第33号 橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第33号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号 橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第34号 橋本市指定介護予

防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第12 議案第34号 橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第34号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第34号 橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありません



ので、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第13 議案第35号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について**

○議長（土井裕美子君）日程第13 議案第35号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第35号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第35号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第14 議案第36号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について**

て

○議長（土井裕美子君）日程第14 議案第36号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）土曜日給食を始めるので、主食費の費用を800円から1,000円に変えるということです。単純に考えたら、週6日のうち5日だったのが6日になるのに、なぜ200円の値上げなのかと単純に疑問に思うんですけども、その辺の金額の決め方についてご説明をお願いします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）お答えします。公立の保育園では、土曜日については給食は出しておりませんでした。子どもさんが来られるんですけども、親の方に弁当を持ってきていただいた形になっています。ですので、公立の場合、私立と違いまして、週4日出しておりました。ですので、1日200円で週4日で800円の主食費を取っていたんですけども、今回、紀見保育園のほうで週5日、土曜日につきましても給食を出す形にさせていただきました。ですので、週5日ということで200円掛ける5ということで1,000円の主食費、副食費が4,500円かかっているんですけども、これについては変更しないということで考えております。ですので、今回、条例の変更につきましては、主食費の800円を1,000円に上げるということで考えております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）月曜から金曜日までなら月火水木金で5日、土曜日を入れたら6日になるから、4日と5日というのはおかしい

んじゃないでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長、ただ今の答弁の中で間違いがあったように思いますが。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）私、完全に間違っていました。申し訳ないです。月額800円です。今まで40円掛ける20日分ということで800円取らせていただきました。それが今回、土曜日もやるということで月額1,000円、40円掛ける25日ということで、今回、条例の改正をさせていただきました。申し訳ありません。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第36号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第15 議案第37号 橋本市立たんぼぼ園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第15 議案第37号 橋本市立たんぼぼ園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第37号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第37号 橋本市立たんぼぼ園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第38号 橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第16 議案第38号 橋本市立児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第38号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第38号 橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第39号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第17 議案第39号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第39号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

日程第18 議案第40号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第18 議案第40号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第40号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第40号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第41号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第19 議案第41号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第41号については、委員会の付託を省略いたしたい

と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第41号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第42号 橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第20 議案第42号 橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第42号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第42号 橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第43号 橋本市水道事業給水条例及び橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第21 議案第43号 橋本市水道事業給水条例及び橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第43号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第43号 橋本市水道事業給水条例及び橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第44号 橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第22 議案第44号 橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第44号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第44号 橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第45号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第23 議案第45号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）ちょっと分かりにくいのでお聞きしたいんですけども、初診に関する特別の料金ということで、一瞬私、紹介状なしの診察のときに要るのかなと思ったらそうじゃないんで、どういう意味か説明していただきたいと思っております。

○議長（土井裕美子君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）今回、条例改正させていただく分につきましては、今現在、病院のほうで初診時選定療養費というのを徴収させていただいてございます。金額にいたしまして780円となっております。この部分を今回2,200円に増額させていただきたいというふうな内容でございます。

初診時選定療養費というのは病院と診療所

の機能分担のために、初診時に一定の費用を上乗せして徴収できる制度になっておりまして、これに関しましては今現在、義務化されている部分も一部ございます。大学病院と特定機能病院、あとそれと200床以上の地域医療支援病院、こういったところにつきましては初診時、5,000円以上、再診については2,500円以上というふうな形で義務化がされておるんですけども、それ以外のところについては任意徴収というふうな形になっております。その中で近隣の病院、県下の公立病院の状況も踏まえた中で、今回2,200円ということでの改定を上程させていただいております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）感覚的に一気に上げているので、段階的にとかできないんかと。せっかくの公立病院であるのに、その辺があまりにも一気に、ほかと比べてということになるんやけど、そんなのは検討されなかったんかと思えます。

○議長（土井裕美子君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）今のご指摘の部分ですけども、段階的というところで、当然病院の中でも初診時の選定療養費については、かなり長い期間にわたって議論のほうを重ねてきております。その中で国のほうの動向といたしましても、ここの料金については今後義務化も含めて機能分担ということで、各病院のほうに、200床以上の病院のほうに、一般の200床以上の病院にも負担を義務化していくというふうな動きの中で、それが万が一5,000円というふうな形になってきた場合については、あまりにも780円から5,000円というのが大きく負担になってしまいますので、今回、県下、それと大阪、奈良の状況も調査させていただいた中で、2,000円台というのが非常に多くございましたので、そういったところで診療報酬の内容等を吟味させて

いただいた中で、2,000円に消費税を加えまして2,200円というふうな形でさせていただいております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）市民病院のホームページを見ましたら、紹介状がないと初診時に特定療養費780円が別途必要になりますよというふうに書いてあったんですけども、早口でちゃんと聞き取れなかったんですけど、その780円が2,200円になるということよろしいのでしょうか。紹介状がある場合は、これは要らないということでしょうか。

○議長（土井裕美子君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）説明不足の部分で申し訳ございません。紹介状がある場合につきましては2,200円、現在の780円についても徴収させていただいております。

○議長（土井裕美子君）もう少し明確にご答弁がございましたら、お願いします。

○病院事務局長（池之内正行君）開業医の先生のところで紹介状を持って市民病院を受診された場合についてはこの780円、これからの2,200円については徴収いたしません。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第45号については、文教厚生委員会に付託いたします。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時26分 休憩）